

告 示

埼玉県告示第千三百七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
バナーブル

埼玉県本庄市本庄二丁目三番地六号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社バナーブル 代表取締役 梶野芳彦

埼玉県熊谷市石原一丁目一〇二番地

（変更後）株式会社バナーブル 代表取締役 小林由佳

埼玉県熊谷市石原一丁目一〇二番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地 外 計六者

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計四者

ハ 変更年月日

平成二十八年八月十日外

二 届出年月日

平成二十九年十二月十三日

三 縦覧期間

平成二十九年十二月二十六日から平成三十年四月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年十二月二十六日から平成三十年四月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課